

平成21年（行コ）第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

証拠申出書（利水）

2013（平成25）年5月21日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野 上 恭 道 代

同 嶋 田 久 夫 代

同 福 田 寿 男

ほか50名

第1 人証の表示

〒341-0018

埼玉県三郷市早稲田3-20-4-305

証人 嶋津 暉之 (同行 主尋問40分)

第2 立証趣旨

証人嶋津暉之に対する尋問により、①群馬県が水需給計画の裏付けなしで八ッ場ダム事業に参加しているのは違法であること、②群馬県上水道の水需要が縮小の一途をたどっていること及び水需要予測と実績が乖離していること、③水道用地下水の利用が継続されること、④四県営水道の間で水源の融通・振替は可能であること、⑤広桃用水転用水利権は非かんがい期も取水が可能であること、⑥東毛工業用水道も水源の余裕があること、⑦水余りの時代になり、渇水の影響が軽微になったこと、を立証する。

第3 尋問事項

- 1 身上経歴
- 2 群馬県の水需給計画について
- 3 群馬県上水道の水需要の状況及び水需要予測と実績の乖離について
- 4 水道用地下水の利用状況について
- 5 四県営水道の間で水源の融通・振替の可否について
- 6 広桃用水転用水利権の非かんがい期における取水について
- 7 東毛工業用水道の水源の余裕状況について
- 8 水余りの時代と渇水の影響について
- 9 その他本件に関する一切の事項

以上